

議案第 33 号

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市都市公園条例の一部を改正する条例

橋本市都市公園条例(平成18年橋本市条例第195号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後				改正前			
(使用料) 第13条 略 2・3 略 4 <u>別表の4(2)に規定する芝生広場グラウンドゴルフ使用料の回数券</u> <u>(11回分)の料金は、第1項及び第2項に規定する1回分の使用料に10を乗じた額とする。</u> 5 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、 <u>前各項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。</u>				(使用料) 第13条 略 2・3 略 4 有料施設を利用する者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合における使用料の額は、 <u>前3項に規定する使用料の額の3倍に相当する額とする。</u>			
別表(第13条関係) 1～3 略 4 有料施設の使用料 (1) 略 (2) 神野々緑地 ① 略 ② 芝生広場 ア 略 イ 芝生広場グラウンドゴルフ使用料				別表(第13条関係) 1～3 略 4 有料施設の使用料 (1) 略 (2) 神野々緑地 ① 略 ② 芝生広場 ア 略 イ 芝生広場グラウンドゴルフ使用料			
利用時間	単位	使用料		利用時間	単位	使用料	
		1ラウンド (8ホール)	フリーラウンド (24ホール以上)			1ラウンド (8ホール)	フリーラウンド (24ホール以上)
9時から20時 まで	1人	112円	334円	9時から20時 まで	1人	112円	334円

(3) 略

(3) 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。